

守山市認可保育所設置・運営法人募集要項

守山市（以下「市」という。）では、待機児童の解消が課題となっていることから、保育の受け皿の拡充として認可保育所（児童福祉法第 39 条に規定する保育所）の設置・運営を行う事業者（以下「事業者」という。）を以下により募集する。

1 募集の概要

- (1) 募集する施設 認可保育所
- (2) 募集する地域 守山、吉身、河西学区
- (3) 募集施設数 1 施設
- (4) 施設の規模 定員 90 名程度

（参考）市が想定する入所定員

区分	2 歳未満児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
定員	15 名	15 名	20 名	20 名	20 名	90 名

- (5) 開園年月日 令和 8 年 4 月 1 日

※ 令和 8 年 3 月 31 日までに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所（以下「保育園」という。）の認可を受け、令和 8 年 4 月 1 日から開園すること。

- (6) 施設 事業者が所有または貸借する物件で運営を行う。

2 応募の資格

応募者は、以下の条件を全て満たす法人とする。

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の規定により設立された社会福祉法人または私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）の規定により設立された学校法人であること。
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項の規定により認可された保育所または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項もしくは同条第 3 項の規定により認定もしくは同法第 17 条第 1 項の規定により認可されたこども園（以下「こども園」という。）を 1 年以上運営（令和 6 年 4 月 17 日時点）している法人であって、法人本部の事務所を日本国内に有していること。
- (3) 児童福祉事業に熱意と見識を有し、新たに保育園を安定的に運営するために必要な経営基盤および社会的信用を有すること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用す

る場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている法人

イ 本市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている法人

ウ 破産法(平成16年法律第75号)、会社更生法(平成14年法律第154号)および民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により更生または再生の手続きをしている法人

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団もしくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)または暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人

オ 国税および地方税を滞納している法人

カ 役員の中に次のいずれかに該当する者がいる法人

(ア) 成年被後見人または被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団の構成員または暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者

(オ) 児童福祉法および児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰および児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)等の規定により、罰金以上の刑に処されたことがある者

3 仕様書の遵守

応募者は、別紙「仕様書」の内容を十分に理解し、遵守するものとする。

4 申請書類

守山市認可保育所設置・運営法人応募申請書(別記様式第1号)のほか、次に掲げる書類を添えて提出期間中に市長に提出すること。

(1) 法人に関する書類

ア 定款、登記事項証明書(法人登記簿謄本)および法人印鑑証明書

イ 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書および財産目録

ウ 市税滞納有無調査承諾書(別記様式第2号)

エ 国税の納税証明書(法人税および消費税)

オ 地方税の納税証明書(法人事業税および地方消費税)

カ 労働保険料納付済証明書

- キ 申請書を提出する日の属する事業年度の経営計画書および収支計算書
 - ク 直近3年間の経営報告書
 - ケ 法人概要（別記様式第3号）
 - コ 類似施設管理実績一覧表（別記様式第4号）
 - サ 組織図
 - シ 役員名簿
 - ス 代表者の住民票
- (2) 現在運営している保育園およびこども園に関する書類
- ア 保育計画
 - イ 年間指導計画
 - ウ 運営保育園職員配置表
 - エ 未就園児を対象とした子育て支援（令和5年度実績）
 - オ 保育園およびこども園に係る指導監査結果の写し（直近3ヵ年分）
 - カ 第三者評価結果の写し
 - キ 保育園満足度調査の写し
 - ク 保育所視察調書（別記様式第5号）
 - ケ 運営保育園およびこども園の概要を記載した書類
- (3) 新設保育園の運営に関する書類
- ア 運営事業計画書（別記様式第6号）
 - イ 運営提案書（要旨）
 - ウ 運営提案書（法人独自の事業として実施する内容）
 - エ 運営事業に関する収支予算書（別記様式第7号）
 - オ 職員配置予定表（別記様式第8号）
 - カ 年間指導計画
 - キ 職員研修計画
 - ク 危機・安全管理計画
- (4) 新設保育園の施設整備に関する書類
- ア 整備計画書（別記様式第9号）
 - イ 配置図、平面図、鳥瞰図等 施設計画の概要がわかる図面
 - ウ 施設整備資金に関する収支予算書（別記様式第10号）

5 応募方法

(1) 募集要項等の配布

- ア 配布期限
令和6年5月7日（火）まで（ただし、土・日曜日および祝日を除く。）
- イ 配布時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、正午から午後 1 時までの間は除く。）

ウ 配布場所

守山市吉身二丁目 5 番 22 号 守山市役所 2 階

こども家庭部こども政策課

守山市ホームページ <http://www.city.moriyama.lg.jp>

エ 配布方法

直接配布、郵送配布（郵便料金は申請者の負担）または守山市ホームページからのダウンロード

(2) 申請書の提出について

ア 提出期間

令和 6 年 4 月 22 日（月）から令和 6 年 5 月 7 日（火）まで（ただし、土・日曜日を除く。）

イ 提出時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、正午から午後 1 時までの間は除く。）

ウ 提出場所

守山市吉身二丁目 5 番 22 号 守山市役所 2 階

こども家庭部こども政策課

エ 提出方法

申請書に必要書類を添えて、持参すること。郵送等による提出は不可とする。

オ 提出部数

8 部（正本 1 部、副本 7 部）

合わせて提出物のデータ（PDF）を CD 等の記録媒体に保存し、提出すること。

カ その他

(ア) 提出書類は返却しない。

(イ) 提出書類はページ番号およびインデックスを付け、ファイル綴じすること。

(ウ) 申請に係る経費は申請者の負担とする。

6 質問および回答

(1) 受付期間

令和 6 年 3 月 19 日（火）から令和 6 年 3 月 25 日（月）まで

(2) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時 15 分まで（ただし、正午から午後 1 時までの間は除く。）

(3) 質問方法

質問内容を文書（別記様式第 11 号）で提出すること。

(4) 受付場所

守山市吉身二丁目 5 番 22 号 守山市役所 2 階

こども家庭部こども政策課

窓口を持参またはファクシミリ、Eメールで送信すること。なお、ファクシミリおよびEメールの場合、送付後電話連絡し、到着を確認すること。

(5) 回答

令和 6 年 4 月 4 日（木）から守山市役所 2 階こども家庭部こども政策課および市ホームページで公開する。

7 選定方法

「守山市認可保育所設置・運営法人選定委員会設置要綱」に基づき設置する委員会（以下「委員会」という。）が、申請者から提出された申請書類および各申請者の説明（プレゼンテーション）に基づき、候補者を選定する。また、プレゼンテーションについては、Microsoft PowerPoint2016 による説明を可とする。なお、委員会は非公開とするが、申請書類および委員会の議事録は、守山市情報公開条例（平成 11 年条例第 21 号）に基づく公文書公開の対象文書となる。

8 選定基準

- (1) 本市課題および保育施設の設置目的を理解し、住民の平等な利用の確保およびサービスの向上が図られること。
- (2) 幼児教育と保育の質の向上が図られること。
- (3) 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (4) 施設の整備にあたり、無理のない整備計画であり、利用者、地域および従業員等関係者に配慮したものであること。
- (5) 事業計画書等を立て、適切な管理運営と人員の確保、資産その他の経営基盤および能力を有すること。
- (6) その他関係法令を遵守し、児童の安全が確保されること。

9 事業者の選定に至る今後の日程

- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| (1) 応募書類配布 | 令和 6 年 5 月 7 日(火)まで |
| (2) 質問受付 | 令和 6 年 3 月 19 日(火)から 3 月 25 日(月)まで |
| (3) 質問回答 | 令和 6 年 4 月 4 日(木) |
| (4) 応募受付期間 | 令和 6 年 4 月 22 日(月)から 5 月 7 日(火)まで |
| (5) 選定委員会による審査 | 令和 6 年 5 月中旬 ※日程は別途通知 |
| (6) 審査結果通知 | 令和 6 年 5 月下旬 |
| (7) 事業者との協定書の締結 | 令和 6 年 6 月 |

10 その他

- (1) 応募に際しての質疑回答内容や応募期間中に応募者への連絡事項が生じた場合は、本市ホームページ（設置・運営者募集）に掲載することがあるので、当ホームページについては定期的に確認すること。（当ホームページ記載事項を確認しないことによる不利益については、一切責任を負わない。）
- (2) 設置・運営法人応募申請書提出後の取り下げについては、速やかに辞退届（別記様式第 11 号）を提出すること。
- (3) 応募のために支出した費用等については、申請者の負担とする。
- (4) 市および委員会は、必要に応じて、申請者が現在運営している施設を視察することができるものとする。
- (5) 事業者は、応募にあたり整備する地域の自治会長に事前説明を済ませておくこと。
- (6) 事業者は、開園にあたり近隣住民への説明、調整を十分に行うこと。
- (7) 施設の整備および保育園設置認可等に係る諸手続きは、事業者が行うこと。
- (8) 事業者が、施設整備のために補助金を活用する場合は、国および市施設整備補助金の交付決定前に整備事業に着手することができないので留意すること。
- (9) 事業計画の変更は原則として認めない。変更する場合は、市と必ず事前に協議を行うこと。ただし、事業計画を変更することができるのは、真にやむを得ない理由があると認められる場合に限るものとする。
- (10) 市は、次に該当する場合、その決定を取り消すことができるものとする。この場合、事業者は、すでに要した費用の弁済を求めることはできない。
 - ア 本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認められるとき。
 - イ 予定していたスケジュールに遅れが生じ、事業実施の目処が立たなくなったとき。
 - ウ その他の事情により、適切な保育事業の実施が困難と認められるとき。
- (11) 開設にあたって、保育園の認可、建築確認申請、消防署および労働基準監督署等への届出等は事業者で行うこと。
- (12) 事業者は、本募集要項に記載した諸条件および提案内容を遵守するとともに、市の指導に応じること。
- (13) 応募に際しての質疑回答内容や応募期間中に応募者への連絡事項が生じた場合は、本市ホームページ（設置・運営者募集）に掲載することがあるので、当ホームページについては定期的に確認すること。（当ホームページ記載事項を確認しないことによる不利益については、一切責任を負わない。）

11 担当課（問い合わせ先）

〒524-8585

守山市吉身二丁目5番22号

守山市役所2階 こども家庭部こども政策課

電話：077-584-5925（直通） ファクシミリ：077-582-1138

Eメール：kodomoseisaku@city.moriyama.lg.jp